第18回 鶴ヶ島市危機管理対策本部 会議要旨

開催日時 令和3年1月8日(金)10:55~11:35

開催場所 経営会議室

出席者 議 長:市長

副 議 長:副市長、教育長

委 員:総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、

健康福祉部参事、都市整備部長、都市整備部参事、会計管理者、

教育部長、教育部参事、議会事務局長

坂戸・鶴ヶ島消防組合 消防長(代理出席:消防本部警防課副課長)

担当部署:保健センター 事務局:安心安全推進課

議 題 新型コロナウイルス感染症について

(1)緊急事態宣言への対応について

- ※ 特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、埼玉県を含む1都3県に発令され、同時に、 本市で設置した危機管理対策本部は特別措置法に基づく対策本部へ移行
- (1) 緊急事態宣言への対応について
 - ・緊急事態宣言の発出に伴う執務体制について確認した。
 - →職員の感染症対策の徹底について

職員の執務体制について

会議等の運用について

- ・各施設の利用について協議した。
- →市民センター:1月11日(月)から2月7日(日)まで原則として閉館。ただし、 既に予約済みの団体等は使用可能とするが、20時以降の使用及び 新規予約は中止。

女性センター:市民センターに準ずる。

児 童 館:1月9日(土)から1回の最大入館人数を30名とする。その他変 更なし。

老人福祉センター: 1月12日(火)から緊急事態宣言解除まで休館。ただし、既に予 約済みのサークル活動については、人数や時間に配慮し利用可。

市 立 図 書 館: 1月11日(月)から緊急事態宣言解除まで一部サービスを制限。 (学習室等の利用不可、滞在時間の短縮、イベント等の中止など)

スポーツ施設:学校開放(体育館、校庭)は利用停止。

(11日(月)から緊急事態宣言解除まで)

海洋センターは予約済みの団体等は使用可能とし、20時以降閉館 とする。

(11日(月)から緊急事態宣言解除まで)

屋外運動施設は利用可能。

・小中学校の対応について確認した。